



## Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.4

**Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)**

**2026年8月8日**

Sponsor: Afghanistan, Australia, Bangladesh, Cambodia, Canada, Dr Congo, Fiji, Japan, Montenegro, Netherlands, Republic of Korea, Samoa, Spain, State of Palestine, Tajikistan, and United Kingdom

第25回ローマ規程締約国会議は、

ICCの実効性が非常に低いと信じ、

ICC調査は迅速性に欠いていることを遺憾に思い、

ローマ規定において国家元首の免責特権は禁止されていることを想起し、

国家元首がICCの裁きを免れ、国際秩序を乱していることを残念に思い、

ICCの経済的独立の必要性を強調し、

一部のICC締約国がICC調査に対して非協力的であることを強調し、

地域機構のICCへの協力がICCの調査に役立つことを信じ、

各国がICC職員に対して制裁を加えていることを遺憾に思い、

ICCの独立性が確保されていないことを遺憾に思い、

一部の国はICCの調査により積極的に協力したいが、隣接する大国からの政治的圧力に協力することが不可能であることを認識し、

調査対象国が調査終了後経済的・政治的不安に陥ることを遺憾に思い、

一部の国はICCの調査により積極的に協力したいが、そのための知識が不足しているため協力が不可能であることを認識し、

ICCと法的な地域機構の連携が弱く、調査を進めることが難しいことを遺憾に思い、

1. ICCに対して、ICC締約国間の、協力体制においての知識共有を目的とした、定期的な会議を開催することを強く促し、
2. ICCに対して、国家元首の免責に置いて、原則認めず、猶予をもうけることを促し、
3. ICCに対して、ICCと法的な地域機構の連携を強めるための連絡窓口を設けることを促し、
4. 各国に対し、UNDPからの経済的および法的な知識提供の支援を受けることを促し、

5. ASPに対して、非協力的な国への経済制裁のような対応を話し合うことを促し、
6. ICCに対し、逮捕状が発行された容疑者の身柄拘束および移送において、特定の受け入れ国が受ける報復リスクを分散・軽減し、国際社会全体での執行体制を明確にするため、「代理執行プログラム制度」を創設することを決定し、
7. ICCに対し、本制度の中核として、国際刑事裁判所（ICC）の管轄下に、容疑者の安全な身柄確保と移送のみに特化した「国際特別輸送部隊（仮称）」を新たに設立することを承認し、
8. 締約国に対し、国内法に従ってICCを支援する措置を速やかに講じるよう促し、
9. ICCに対し、ICCに対しての履行における評価をすることを促し、
10. ICCに対して、ICCへの政治的圧力を可視化することを促し、
11. ICCに対し、ICCの透明性を確保することを促す。